

お知らせ  
(環境省・府同時)

令和4年2月2日  
京都市高病原性鳥インフルエンザ警戒本部  
事務局：産業観光局産業企画室  
電話：075-222-3333  
担当：産業観光局農林振興室農林企画課  
電話：075-222-3351

## 野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について

1月27日(木)に京都市内で回収された衰弱野鳥について、2月1日(火)に国立環境研究所が病原性確認検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)陽性と判定されましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 これまでの経緯

- (1) 検体回収年月日  
令和4年1月27日(木)
- (2) 検体回収場所  
京都市内
- (3) 衰弱野鳥の種類・羽数  
ノスリ・1羽
- (4) 周辺の状況  
すでに検体回収場所から半径10km圏内が野鳥監視重点区域に指定されており(1月31日)、引き続き京都府による野鳥の監視が強化して行われます。

#### 2 今後の対応

検体回収場所から半径3km圏内の100羽以上の飼養農場に対して行われる京都府の立入検査に連携して取り組みます。

#### 3 その他

国内では、これまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザが人に感染した事例は報告されていません。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

#### 【報道機関へのお願い】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。